

複雑・難解な制度を1冊で  
体系的に把握できる実務解説書!

# 金融・個人所得課税方式と その対象範囲の判定 証券税制の実務

利子・配当・譲渡

著者 岸 英人

## 金融・個人所得課税方式と その対象範囲の判定 証券税制の実務

利子・配当・譲渡

著者 岸 英人

### 金融・証券税制の基本書!

「金融所得課税の一体化」に向けて様々な措置が講じられている金融・証券税制。長年、金融・証券税制を含む内国税に関する制度の企画・立案等の事務に従事した著者が、投資者個人にとって関連の深い所得税及び個人住民税を中心に、その複雑な制度を体系的かつ詳細に解説。

第一法規

A5判/832頁

定価 本体 6,500円+税

## 本書の特色

- 投資者個人にとって関連の深い所得税及び個人住民税を中心に、制度の全体像を詳細に解説
- 「金融所得課税の一体化」に向けて様々な措置が講じられている制度改正もフォロー
- 税理士・金融商品の販売に携わる実務家を強力にサポート
- 金融・証券税制の企画・立案等の事務に従事した著者が執筆



第一法規

東京都港区南青山2-11-17 〒107-8560  
<http://www.daiichihoki.co.jp>

Tel. 0120-203-694  
Fax. 0120-302-640

# 内容見本

## (1) 概要

① 居住者等が、平成28年1月1日以後に、株式等の譲渡をした場合には、その株式等の譲渡による事業所得、譲渡所得及び雑所得（株式等に係る譲渡所得等）については、その株式等が一般株式等に該当するか、上場株式等に該当するかに応じて、「一般株式等に係る申告分離課税制度」と「上場

い場合におけるその不足額については、所得税法の規定の適用については、ないものとみなすこととされています（指法37の15②）。

### 【注釋】

有価証券の譲渡による所得であっても、ゴルフ会員権の譲渡に類似する株式等の譲渡による所得については、総合課税の方法により所得が課税されますが、金融商品取引法第28条第8項第3号イに掲げる取引の方法による株式等の譲渡による所得は、商品先物取引による所得等と合わせて分離課税が行われ、土地等の譲渡に類似する株式等の譲渡による所得は、土地等の分離短期譲渡所得として所得税が課税されます（指法32②）。

③ このほか、株式等に係る譲渡所得等の金額の計算及びその所得税額の計算に関しては、多くの特例が設けられています。以下、上記①から③までの特例について、順次、説明します。

## (2) 一般株式等に係る譲渡所得等の申告分離課税制度

### ① 申告分離課税の対象となる一般株式等の範囲

イ この特例により申告分離課税の対象となる「一般株式等」は、株式等のうち上場株式等以外のものです（指法37の10②）。

### 【注釋】

「株式等」の範囲については次のロを、「上場株式等」の範囲については「上場株式等に係る譲渡所得等の課税の特例」の欄をそれぞれ参照してください。例示すると、次に掲げる株式等が「一般株式等」に該当することになります。

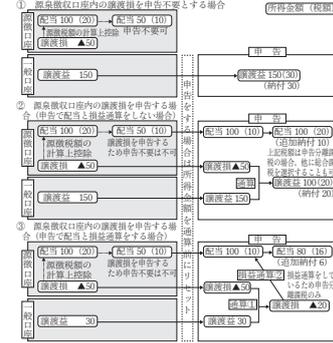
- (イ) 金融商品取引所に上場されていない株式又は投資口
- (ロ) 投資信託でその設定に係る受益権の募集が公募以外の方法（私募）により行われたものの受益権
- (ハ) 特定目的信託（その信託契約の締結時において原委託者が取得する社会的受益権の募集が公募以外の方法（私募）により行われたものに限ります。）の社会的受益権
- (ニ) 株式が上場されていない会社が発行する社債でその発行の際の有価証券の募集が公募以外の方法（私募）により行われたもの

## ② 源泉徴収選択口座における上場株式等に係る譲渡損失の金額について申告不要を適用しない場合

源泉徴収選択口座において源泉徴収選択口座内配当等と損益通算をした上場株式等に係る譲渡損失の金額について、特定口座内保管上場株式等に係る譲渡所得等の申告不要の特例（指法37の11の5）を適用せずに確定申告をし、他の上場株式等に係る配当所得等の金額や上場株式等に係る譲渡所得等の金額との損益通算をした場合には、その源泉徴収選択口座内配当等については、源泉徴収をされないまま源泉徴収選択口座に残ってしまうことになります。

このため、源泉徴収選択口座における損益通算の特例により金融商品取引業者等が源泉徴収選択口座内配当等について徴収して納付すべき所得税の額の計算上その居住者等が有する源泉徴収選択口座内配当等の額から控除した上場株式等に係る譲渡損失の金額につき特定口座内保管上場株式等に係る譲渡所得等の申告不要の特例（指法37の11の5）の適用を受けない場合には、その源泉徴収選択口座内配当等に係る配当所得又は配当所得の金額については、上場株式等の配当等に係る申告不要の特例（指法8の5①②）を適用せず、その譲渡損失の金額と併せて確定申告を行い、その上場株式等の配当等に対する所得税を納付しなければならないこととされています（指法37の11の6④）。

### 【参考】 上場株式等の譲渡損失と配当等の損益通算の適用例



(注) 1 「一般口座」とは、特定口座、非課税口座及び未成年者口座以外の口座をいいます。  
2 復興特別所得税は、加味していません。

## (12) 上場株式等に係る譲渡損失の損益通算及び繰越控除

### ① 上場株式等の譲渡損失と配当所得との損益通算

この損益通算の特例は、確定申告書を提出する居住者等の平成28年分以後の各年分の上場株式等に係る譲渡損失の金額がある場合には、「上場株式等に係る譲渡所得等の金額の計算上生じた損失の金額はなかったものとみなす」という株式等譲渡課税の原則にかかわらず、その上場株式等に係る譲

# 目次

- 一 所得税の概要
- 二 利子所得等の課税
- 三 配当所得等の課税
- 四 株式等の譲渡による所得等の課税
- 五 非課税口座内等の少額上場株式等に係る配当所得及び譲渡所得等の非課税
- 六 国外転出時の特例
- 七 貸付信託の受益権等の譲渡による所得の課税の特例
- 八 特定新株予約権等の行使による経済的利益の非課税制度（いわゆるストック・オプション税制）

- 九 発行人から与えられた株式を取得する権利の譲渡による収入金額
  - 十 割引債の償還差益に対する課税
  - 十一 先物取引に係る雑所得等の課税の特例
  - 十二 利子・配当等の受領者の告知、支払調書等の提出制度
  - 十三 国外送金等調書提出制度
  - 十四 国外証券移管等調書制度
  - 十五 国外財産調書提出制度
  - 十六 財産債務調書制度
- (資料) 平成30年度税制改正の主な改正項目

詳細・お申し込みはコチラ  
＜クレジットカードでもお支払いいただけます＞



第一法規 金融証券税制

検索

CLICK!